平成２２年（フ）第１８６５号
横浜市緑区三保町2041番地　カリヤハイツ103号
債務者　渡部　勝己
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８６６号
横浜市緑区三保町2041番地　カリヤハイツ103号
債務者　渡部志津子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
島根県出雲市今市町468番地７
債務者　増岡由美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６８号
島根県大田市大田町大田ロ1187番地３、前住所島根県大田市大田町大田ロ866番地２
債務者　藤田　　仁
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６９号
島根県出雲市神門町587番地
債務者　漆谷　伸治
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４８５号
岡山市北区中島田町１丁目５番３号　中島田ビューシティ205号
債務者　井中　　勇
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６３号
東京都墨田区石原１丁目33番10号鎌田荘13号室
債務者　小坂　明央
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８９３号
東京都足立区佐野２丁目20番３号
債務者　石渡宜良こと　韓　　宜良
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０３号
東京都葛飾区新小岩４丁目13番２号
債務者　関　　一郎
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０４号
東京都練馬区下石神井６丁目38番12号山下荘202
債務者　関　　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０９号
東京都国分寺市西町４丁目22番地37
債務者　沖室　桂治
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１６号
東京都立川市緑町3256番地多摩緑第１住宅415号
債務者　高杉　弘一
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１３号
青森県北津軽郡鶴田町大字大性字川辺66番地６
債務者　棟方麻里子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２５００号
埼玉県さいたま市南区辻７丁目５－７－１－101
債務者　大野　　純
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５０号
相模原市南区新磯野４丁目３番６―205号
債務者　丸山　昌次
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部